給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

熊谷市長　あて

令和××年○○月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収義務者指定番号：1234567890 宛名番号：1234
フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ	担当連絡者 所属：人事課人事労務係
氏名又は名称	株式会社　○× 商事	担当連絡者 氏名：特徴　花子
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担当連絡者 電話：000-000-0000 内線（123）

給与所得者

フリガナ	トクチョウ　ススム
氏名	特徴　進
生年月日	（昭和）・平成　50年　1月　1日
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
受給者番号	123456
1月1日現在の住所	○○県××市△△3-2-1
異動後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和 ×× 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 事由・理由	3（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）

相続人の氏名等：氏名　　続柄　　住所　　電話

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、９月分から普通徴収に変更する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額）　１４０，０００円　（６月から翌年５月分）

（イ）徴収済額　３５，６００円　（６月から８月分）

（ウ）未徴収税額　１０４，４００円　（９月から翌年５月分）

↑ 普通徴収税額

1．特別徴収継続の場合

（新しい勤務先（特別徴収義務者））

特別徴収義務者指定番号	
所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	

新しい勤務先では、月割額＿＿＿＿＿円を（翌月10日納入期限分）から

す。

右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合（死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。）

理由　（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、＿＿月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由　1（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】　〒360-8601　熊谷市宮町二丁目47番地１　熊谷市役所総務部市民税課特別徴収担当

御注意

1　黒のボールペン又はペンで記載してください。

2　「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3　転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

4　新勤務先では、「1．特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

熊谷市長　あて

令和××年○○月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収義務者指定番号：1234567890 宛名番号：1234
フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ	担当連絡者 所属：人事課人事労務係
氏名又は名称	株式会社　○× 商事	担当連絡者 氏名：特徴　花子
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担当連絡者 電話：000-000-0000 内線（123）

給与所得者

フリガナ	トクチョウ　ススム
氏名	特徴　進
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
受給者番号	123456
1月1日現在の住所	○○県××市△△3-2-1
異動後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和 ×× 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 事由・理由：	2（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）

相続人の氏名等：氏名　続柄　住所　電話

1．特別徴収義務者（新しい勤務先）

特別徴収義務者指定番号　所在地　氏名　内線（　）

（新規の場合のみ記載）　番号を記入　1．必要　2．不要

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、９月分で一括して納入する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額）　１４０，０００円　（６月から翌年５月分）

（イ）徴収済額　３５，６００円　（６月から８月分）

（ウ）未徴収税額　１０４，４００円　（９月から翌年５月分）

↑

一括徴収税額（納入額と同額）

外国籍の従業員が、退職後に出国又は帰国する場合、帰国後も未納分の住民税は納付していただく義務があります。年度途中で出国すると納付が困難になるため、可能な限り退職時に未納額を一括徴収してください。

2．一括徴収の場合（死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。）

理由：1（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
9 月 20 日	104,400 円

左記の一括徴収した税額は、9 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

一括で徴収した税額を納入する月

※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

3．普通徴収の場合

理由：（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】　〒360-8601　熊谷市宮町二丁目47番地１　熊谷市役所総務部市民税課特別徴収担当

御注意

1　黒のボールペン又はペンで記載してください。

2　「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3　「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

4　新勤務先では、「1．特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書（特別徴収継続記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

熊谷市長　あて

令和××年○○月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△1-2-3	特別徴収義務者指定番号：1234567890 宛名番号：1234
フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ	担当連絡者先 所属：人事課人事労務係
氏名又は名称	株式会社　○× 商事	氏名：特徴　花子
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話：000-000-0000 内線（123）

給与所得者

フリガナ	トクチョウ　ススム
氏名	特徴　進
生年月日	昭和・平成 50年 1月 1日
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
受給者番号	123456
1月1日現在の住所	○○県××市△△3-2-1
異動後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和 ×× 年 8 月 31 日	2（右から番号を記入） 1．退職 2．転職 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 事由：	1（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）

８月末で退職する給与所得者が、９月末から新しい会社で特別徴収する場合。

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	9876543210（新規）　法人番号：
所在地	〒654-3456 ○○県××市△△1-2-3
フリガナ	マルバツフドウサン　カブシキガイシャ
氏名又は名称	○× 不動産　株式会社
担当者連絡先	所属：庶務課社員係 氏名：特徴　進 電話：111-111-1111 内線（222）

新しい勤務先では、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

給者番号	987654
入書の要否（規の場合のみ記載）	1（右から番号を記入）　1．必要　2．不要

新しい会社で特別徴収を開始する月（９月）とその月割額を記載します。

2．一括徴収の場合（死亡退職の場合は、一括徴収することはできません。）

理由（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴　月　日　円

徴収した税額は、（翌月10日納入期限分）で。

3．普通徴収の場合

理由（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】　〒360-8601　熊谷市宮町二丁目47番地１　熊谷市役所総務部市民税課特別徴収担当

御注意

1　黒のボールペン又はペンで記載してください。

2　「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3　「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

4　新勤務先では、「1．特別徴収継続の場合」の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。